平成２２年（フ）第１６５７号
神戸市中央区東雲通１丁目７番18―702号
債務者　小竹　由香
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８０号
兵庫県三田市末2233番地、従前の住所兵庫県三田市上井沢181番地
債務者　長峰　　章
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８５号
神戸市中央区下山手通７丁目17番２―1002号
債務者　玉田　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９８号
神戸市長田区東尻池町４丁目12番５号
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
神戸市垂水区青山台５丁目５番２―304号
債務者　田村　樹里（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５００号
兵庫県伊丹市平松４丁目１番３―203号
債務者　青木　伸雄
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０３号
兵庫県宝塚市中筋７丁目13番５号　ル・シエル101号室
債務者　河津　義広
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０９号
鳥取県米子市三本松２丁目４番39号
債務者　石川　千春
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６２号
広島県尾道市因島重井町3999番地３
債務者　下垣　忠雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
愛媛県東温市田窪2307番地　近藤ハイツ202号
債務者　三好　明子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４６号
愛媛県松山市美沢２丁目７番６号
債務者　矢野　月美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
愛媛県松山市東石井６丁目３番29号
債務者　井上寛昭こと　裴　　寛昭
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷己206番地、前住所長崎県南島原市深江町乙1727番地
債務者　中川　正美（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長崎県雲仙市愛野町乙5035番地１
債務者　町田　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長崎県雲仙市国見町土黒甲429番地
債務者　徳永　和子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
長崎県雲仙市国見町多比良甲136番地、前住所長崎県島原市有明町大三東丙399番地
債務者　佐々木規隆
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
長崎県雲仙市国見町多比良甲136番地、前住所長崎県島原市有明町大三東丙399番地
債務者　佐々木　望
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係